

「徳島県農業振興地域整備基本方針」の変更（案）について

1 「徳島県農業振興地域整備基本方針（県方針）」の位置付け

県方針は、国の「農用地等の確保等に関する基本指針（国指針）」に基づき、概ね10年を見通し、「農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標（面積目標）」や「農用地等の確保に関する事項」等を定め、市町村の農業振興地域整備計画の基準となるもの。

2 方針変更の趣旨

食料安全保障の根幹である農地の総量確保のため、計画的な優良農地の確保と国土資源の合理的な利用に貢献する「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」が令和7年4月に、「国指針」が同年6月にそれぞれ改正施行されたことに伴い、所要の変更を行う。

3 変更のポイント

（1）面積目標

- ・面積目標年を「令和12年」から「令和17年」に変更
- ・面積目標値は、農地転用や荒廃農地の発生のすう勢に施策効果等を加味した国指針に基づく算定式により算出・設定

	現行（R1実績→R12）	変更案（R5実績→R17）
国	400.2万ha→397万ha（▲0.8%）	396.7万ha→390万ha（▲1.7%）
県	29,909ha→29,200ha（▲2.4%）	29,386ha→28,396ha（▲3.4%）

（2）農用地等の確保に関する事項

面積目標の達成に向け、市町村から農用地区域の除外協議があった場合の県の同意基準として、新たに次の2点を追記。

- 面積目標に影響を及ぼすおそれがある場合は、「農用地区域への編入」や「荒廃農地の解消」等の影響緩和措置が講じられること
- 市町村において影響緩和措置の実施が困難な場合は、代替措置として、「県が実施する荒廃農地解消等の農地確保施策」への協力が得られること

4 今後のスケジュール

- ～12月 国との事前調整等
- 12月 パブリックコメント、市町村等からの意見聴取
- 令和8年 3月 国の同意後、基本方針変更